

法務省管総第882号

平成29年3月1日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田 雅 樹

(公印省略)

難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について（指示）

近年、難民認定申請数が急増し、その中には、難民該当性がないにもかかわらず、本邦での在留や就労を目的とした濫用・誤用的な難民認定申請が認められるところ、真の難民の迅速かつ確実な保護を促進するとともに、難民認定手続（審査請求手続を含む。以下同じ。）及び出入国管理手続の適正性を確保するためには、濫用・誤用的な難民認定申請に適切に対処する必要があります。

そのため、平成27年9月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」では、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を繰り返す再申請者及び正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す3回目以上の再申請者に対しては、難民認定手続は続行するものの、在留資格変更又は在留期間更新を許可しない（以下「在留制限措置」という。）こととなっています。

在留制限措置を講じられた外国人は、不法残留状態で我が国に滞在している者であることから、難民と認定されず、かつ、在留を特別に許可されなかった場合には、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第52条第3項に基づき、速やかに送還する必要があるため、そのためには、難民認定手続及び退去強制手続を所掌する各部署が、情報共有及び意思疎通を図りながら連携し、迅速かつ的確にそれぞれの職務を遂行することが必要です。

そこで、今般、東京入国管理局（各支局を除く。以下同じ。）において、関係部署の業務連携による濫用・誤用的な再申請者の帰国促進策を試行的に実施し、その効果の検証を行うこととしました。また、今後、その検証結果を踏まえ、改めて、全地方入国管理局・支局に対する指示を行う予定ですので、ご承知おき願います。

ついては、まず、東京入国管理局において、本信到着後、当面の間、下記のとおり措置願います。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

第1 本件措置の目的

濫用・誤用的な難民認定申請に適切に対処するため、在留制限措置を講じられた者について、その正当な権利利益を損なわないよう配意しつつ、難民認定手続及び退去強制手続を迅速に行い、難民と認定されず、かつ、在留を特別に許可されなかった場合は、速やかな送還を実現する。

第2 本件措置の実施体制

- 1 東京入国管理局の次長を本件措置の実施を統括する者（以下「統括者」という。）、審査監理官及び警備監理官を統括者を補助する者（以下「統括補助者」という。）、難民調査部門、違反審査部門及び審判部門の各首席審査官並びに調査第三部門、処遇部門及び執行第一部門の各首席入国警備官を本件措置を実施する各部門の責任者（以下「部門責任者」という。）とする。
- 2 統括者は、本件措置を統括する者として、統括補助者及び部門責任者の意見を聴き、本件措置の対象者（以下「措置対象者」という。）を選定し、本件措置の実施計画を策定した上、その迅速かつ的確な実施のため、部門責任者に報告を求めて、その進捗状況等を把握するとともに、特に部門責任者の意見が異なる場合には調整の上、必要な指示又は助言を行う。
- 3 統括補助者は、統括者を補助する者として、部門責任者を含む部下職員に対し、必要な指示又は助言を行うとともに、他の統括補助者との連絡調整を行うなどして、本件措置が迅速かつ的確に実施されるよう努める。
- 4 部門責任者は、上記実施計画に基づき、部下職員に対し、必要な指示又は助言を行うとともに、他の部門責任者及び本省の関係課室との連絡調整を行うなどして、本件措置の迅速かつ的確な実施に努める。

第3 本件措置の対象者

在留制限措置の対象となる者のうち、以下の要件をいずれも充たし、統括者が措置対象者として選定した者

- ① 難民認定手続の一次審査において在留制限措置を講じる予定であること
- ② 今次の難民認定申請において、本国政府以外からの迫害のおそれを主張し、かつ、前回及び今次の難民認定申請において、新たな事情を主張していない3回目以上の申請であること、又は、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を繰り返し主張する再申請であること（ただし、人道上の配慮が必要である場合を除く。）
- ③ 有効な旅券を所持していること
- ④ 行政訴訟が係属しておらず、かつ、行政訴訟を提起する具体的、現実的可能性がないこと

第4 本件措置の手順

1 措置対象者の選定及び実施計画の策定について

(1) 難民調査部門の首席審査官（部門責任者）は、上記第3記載の要件を充たし、措置対象者となる可能性がある者（以下「措置対象候補者」という。）に対して在留制限措置を講じる見込みがある場合は、統括者及び統括補助者にその旨報告した上で、統括者の指示により、別添様式の実施計画表（以下「実施計画表」という。）の申請番号欄から難民一次審欄までの各欄（弁護士欄のうち難民二次に関する部分を除く。）を記載して、旅券の写し等の必要書類を添付して、統括者に提出する。

(2) 統括者は、統括補助者及び部門責任者に上記（1）で作成された実施計画表の写しを送付し、統括補助者及び部門責任者の意見を聴いて、措置対象候補者を措置対象者とするか否かを決定する。

統括者は、措置対象者とすることを決定した場合は、部門責任者から各手続に要する期間等の見込みを報告させて、実施計画表に記載し、措置対象者に係る本件措置の実施計画を策定する。

実施計画表は、統括者が管理することとし、統括者は、部門責任者に報告を求め、本件措置に係る各手続の進捗状況を把握し、各手続に係る処分日等を実施計画表に追記する。

2 難民認定手続の一次審査について

- (1) 難民調査部門は、措置対象者とすることが決定された場合は、難民認定手続の進捗状況を考慮しながら、できる限り、法第20条第5項（法第21条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例期間（以下「特例期間」という。）中に在留制限措置を講じた上で、在留制限措置を講じた旨を調査第三部門に連絡する。

難民調査部門は、措置対象者に係る難民認定申請案件が進達済みのときは、在留制限措置を講じた旨を本省総務課難民認定室に連絡し、当該案件の進達が未了であれば、速やかに当該案件を本省に進達する。

- (2) 本省総務課難民認定室は、措置対象者に係る難民認定申請案件の進達があり、かつ、難民調査部門から在留制限措置を講じた旨の連絡があったときは、当該案件を優先処理することとし、法務大臣が難民の認定をしない処分（以下「難民不認定処分」という。）をする場合は、その決定を受けて、通知書（法施行規則別記第76号様式）を難民調査部門に送付する。

- (3) 難民調査部門は、上記通知書を受領した後、東京入国管理局長が法第61条の2の2に基づく在留を特別に許可しない処分をする場合は、東京入国管理局長による仮滞在不許可処分及び法第61条の2の2に基づく在留を特別に許可しない処分の各決定を受けて、措置対象者に対し、仮滞在不許可処分、難民不認定処分及び在留特別許可をしない処分をそれぞれ通知する。

3 難民不認定処分に対する審査請求について

- (1) 難民審査参与員事務局は、難民不認定処分を通知された措置対象者から難民不認定処分に対する審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、本省審判課と協力して、措置対象者に係る審査請求案件を優先処理することとし、措置対象者が口頭意見陳述を放棄したとき又は指名された難民審査参与員が口頭意見陳述を実施しないことを決定したときは、難民審査参与員による書面審理及び難民審査参与員からの意見書の提出を経た上で、速やかに当該案件を本省に進達する。

なお、難民審査参与員が口頭意見陳述又は質問手続を実施することを決定した場合は、措置対象者から除外する。

- (2) 本省審判課は、措置対象者に係る審査請求案件の進達があったときは、当

該案件を優先処理することとし、法務大臣が措置対象者の審査請求は理由がないとして棄却する裁決をする場合は、その裁決を受けて、裁決書（法施行規則別記第79号の5様式）を難民審査参与員事務局に送付する。

4 退去強制手続について

(1) 調査第三部門は、難民調査部門から、特例期間中に措置対象者に対して在留制限措置を講じた旨の連絡を受けた場合、又は在留期間内に在留制限措置を講じられた措置対象者の在留期間が経過した場合は、速やかに、違反調査を開始し、主任審査官から収容令書の発付を受けて、これを執行し、措置対象者を収容する。

措置対象者を収容した場合は、措置対象者から除外すべき事情が生じたり、措置対象者が疾病等により収容に耐えがたいなどの特段の事情がある場合を除き、仮放免することなく、以降の手続を進めることとする。

(2) 審判部門は、難民認定手続と並行して退去強制手続を進め、措置対象者から異議の申出があり、法務大臣又は東京入国管理局長から主任審査官に対し、当該異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知があったときは、速やかに主任審査官から裁決通知書の交付及び退去強制令書の発付を受けて、できる限り難民不認定処分との通知と同時に、措置対象者に同通知書を交付するとともに、執行第一部門に同令書を交付し、執行第一部門は、同令書を執行する。

(3) 執行第一部門は、措置対象者の執行面接を実施した結果、措置対象者が帰国意思を有しないと判断した場合は、本省警備課と協力して、措置対象者の国費送還に向けた準備を行うとともに、審査請求手続の進捗状況等を確認しつつ、難民審査参与員事務局との間で、審査請求についての裁決の通知予定日等を調整する。

5 審査請求についての裁決の通知等について

(1) 難民審査参与員事務局及び執行第一部門は、措置対象者に対し、難民審査参与員事務局が、審査請求を棄却する旨の裁決を通知し、その後、執行第一部門が、送還する旨を告知する。

(2) 執行第一部門は、措置対象者に送還する旨を告知した後、直ちに送還に向けた護送の手続を開始し、措置対象者を速やかに送還のために護送した上、送還する。

(3) 個別の案件において、告知等の手順に疑義が生じるなどした場合は、本省に相談することとする。

第5 本件措置の結果について

統括者は、本件措置の結果（出国命令により帰国した場合や措置対象者から除外したなどの理由で本件措置を中断した場合を含む。）を実施計画表の「結果」欄に記載した上で、その写しを本省に送付する。

実施計画表(在留制限予定者の帰国措置)

申請番号(在留)				申請番号(難民)					
身分事項	国籍		氏名						
	性別	男・女	生年月日	年	月	日			
	住所(市区町村名まで)								
	旅券の有効期限		年	月	日				
	現有の在留資格								
	在留期間満了日		年	月	日	特例期間満了日	年	月	日
	本邦家族(内縁含む)		有(妻・子・その他)・無		弁護士		難民一次：有・無 難民二次：有・無		
難民一次審	在留制限予定日	年	月	日	不許可告知日	年	月	日	
	在留制限理由	同様主張の3回目以上申請・条約上の迫害事由がない再申請							
	進達状況	済・未了(進達予定日：年 月 日)							
	告知予定日	年	月	日	→	告知日	年	月	日
難民二次審	審査請求予定日	年	月	日	→	請求日	年	月	日
	審理予定日	年	月	日	→	審理日	年	月	日
	進達予定日	年	月	日	→	進達日	年	月	日
	告知予定日					予定日	年	月	日
退去強制手続	引渡し予定日	年	月	日	→	引渡し日	年	月	日
	収令収容予定日	年	月	日	→	収容日	年	月	日
	認定予定日	年	月	日	→	認定日	年	月	日
	判定予定日	年	月	日	→	判定日	年	月	日
	裁決予定日	年	月	日	→	通知日	年	月	日
	退令執行予定日	年	月	日	→	執行日	年	月	日
	送還告知予定日					予定日	年	月	日
	送還予定日					予定日	年	月	日
結	措置結果	出国・送還・中止		措置結果日	年	月	日		
備考									
作成年月日	年	月	日						

※1 本報告票には、旅券の写し等の必要書類を添付すること。

※2 矢印の右側の欄には、各手続の進捗状況に応じ、処分日等を追記すること。